

UGC に配慮した著作権リフォームの提案 —表現の自由の観点から—

Proposal of Copyright Reform with Consideration for UGC - From the Perspective of Freedom of Expression -

学籍番号：201121724

氏名：高橋 由亮

Yoshiaki TAKAHASHI

近時注目されている著作物に、ユーザーが創作した著作物である UGC (User Generated Content) という著作物がある。UGC には既存の著作物を利用したものも多いが、そのような作品は著作権法上二次的著作物となり、自由な創作が妨げられている。そこで本論文では、UGC、その中でも二次的著作物に関連する創作の態様に注目し、著作権法と表現の自由に関する問題点を検討した上で、それを解決する新たな著作権制度の提案を行った。

アメリカ合衆国においては、Harper & Row 事件や Eldred 事件で述べられたように、「アイデア・事実二分論」と「フェア・ユースの法理」によって表現の自由に関する問題はすでに解決済みであるとされている。しかし、両法理については多くの問題点が指摘されており、さらにわが国に限って言えば著作権法にはフェア・ユースのような一般条項が規定されていないため、このままでは表現の自由との問題について未だ多くの問題点が残されているといえる。

「引用」や「黙示の許諾」を用いるなど、現行法下における解決も検討したが、やはり問題の解決には至らなかった。そこで、諸外国のリフォーム論や法制度を参考にしながら、わが国に適した著作権法リフォームの提案を検討した。

まず、「著作権を商業的利用に対する排他権に限定する」、「原著作物の一部のみの利用に対する排他権の行使の際には商業上の損害の立証責任を負わせる」などといったアメリカの論者によるリフォーム論を検討したところ、問題の完全な解決にはまだ足りないと思われる。そこで、パロディ規定、および表現の自由のセーフガードとして、一般条項の創設によって解決することを提案した。

パロディの定義の難しさ、および政策形成過程における少数派バイアスの解消を考慮すると、規定には細かな要件を設けず、裁判所が判断すべきである。ただし、わが国のパロディ概念は、諸外国やもとの語義と異なり、批評や滑稽に限定されておらず、二次創作一般をも含んでいると思われる。そのため、わが国独特のパロディ概念と合致するような条文の構造にすべきであろう。そして裁判所は、パロディ判断の際には、表現の自由の観点から「利用された作品の代替可能性」を、情報の豊富化の面からは「transformative 性」を、その他「原作品に与える影響」などを総合的に考慮した上で判断すべきである。

研究指導教員：松縄 正登

研究副指導教員：村井麻衣子